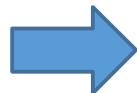


使用料の改定について

企業経営課 下水道経営係

使用料の種類

下水道事業には3種類の使用料がある。



- 公共下水道使用料
- 特定環境保全公共下水道使用料
- 農業集落排水処理施設使用料

- 公共下水道および特定環境保全公共下水道 ※税抜

基本使用料 (1か月につき)	従量使用料 (1m ³ あたり)
10m ³ まで 1,100円	11~20m ³ 130円
	21~30m ³ 150円
	31~50m ³ 170円
	51~100m ³ 190円
	101m ³ ~ 210円

- 基本使用料と使用水量に応じた従量使用料からなる**二部使用料制**
- 従量使用料は、使用水量が少ないほど単価が安く、多いほど単価が高い設定
(家庭用など使用水量が比較的少ない使用者に配慮している)

- 農業集落排水処理施設 ※税抜

基本使用料 (1か月につき)	1人あたりの使用料
2,200円	500円

- 世帯員数に基づいて使用料を算定
「人頭制」 (1人あたり7m³/月で設定)
※公共下水道および特定環境保全公共下水道と使用料体系が異なる。

事業ごとの経営状況

	経常収支比率 ※繰入金含む	経費 回収率
公共下水道	126.6%	95.2%
特定環境保全 公共下水道	110.3%	94.1%
農業集落排水	139.2%	100%

・経常収支比率は、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標。
 一般会計からの繰入金を含むと100%を上回っているが、繰入金を除くと実質100%を下回る。

・経費回収率は、使用料で賄うべき汚水処理費を使用料収入でどの程度賄えているかを示す指標。
 公共下水道・特定環境保全公共下水道では100%に満たない状況である。

事業ごとの使用料収入の推移

(千円) ※税抜

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共下水道	885,036	886,301	870,697	860,354
特定環境保全 公共下水道	25,099	22,482	20,049	19,468
農業集落排水	43,133	42,848	39,446	42,828

・公共下水道および特定環境保全公共下水道使用料は年々減少

・農業集落排水使用料は横ばいとなっている

改定の対象事業

○公共下水道および特定環境保全公共下水道使用料

- ・事業ごとの経費回収率が100%に満たない。※令和5年度決算（使用料で賄うべき汚水処理費を使用料で賄えていない。）
- ・令和2年度と令和5年度では、使用料が2事業合計で30,000千円程度減収しており、今後も人口減少等の影響により減収の見込み

⇒使用料改定の必要性がある

○農業集落排水処理施設使用料

- ・経費回収率は100%
- ・令和2年度から令和5年度の使用料収入は、ほぼ横ばいとなっている。

⇒現行の使用料を据え置き

直近の使用料改定（平成24年度）

改定の背景

- ・ 処理区域の拡大に伴う維持管理費の増加
- ・ 平成23年度末における地方債残高：約162億円
- ・ 多額の一般会計繰入金に支えられている
厳しい経営状況



・ 公共下水道経営健全化推進計画に基づき、独立採算制および受益者負担の適正化、経営の健全化を図る。

⇒ 使用料改定（値上げ）による一般会計からの繰入金を削減
※ 使用者が過度な負担とならないよう配慮



改定内容

平均改定率：7.77%

※ 税抜

基本使用料	改定前	改定後
～10m ³	1,100円	1,100円
従量使用料	改定前	改定後
11m ³ ～ 20m ³	120円	130円
21m ³ ～ 30m ³	140円	150円
31m ³ ～ 50m ³	150円	170円
51m ³ ～ 100m ³	160円	190円
101m ³ ～	170円	210円

20m³/月 2,300円 ⇒ 2,400円

H24改定時の財政計画	
・ 使用料収入	約57,000千円/年の増収
・ 使用料増収による一般会計繰入金の削減	
・ 経費回収率	90.7% ⇒ 97.7%

H25年度決算状況	
・ 使用料収入	約72,000千円増
・ 一般会計繰入金	約134,400千円削減
・ 経費回収率	97.7%

県内各市の下水道使用料について

※税抜

順位	下水道使用料					参考：水道料金（口径13mm）		
	自治体名	基本水量 (m ³)	基本使用料 (円)	20m ³ あたりの 使用料	備考	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	20m ³ あたりの 料金
					平均：2,548円			
1	矢板市	5	800	3,000		5	1,400	3,645
2	栃木市	0	1,200	2,800	1m ³ から従量使用料	0	950	2,400
3	日光市	5	744	2,784		5	500	2,225
4	足利市	8	850	2,770		8	555	1,873
5	那須烏山市	10	1,250	2,550		0	900	3,580
6	小山市	0	1,106	2,506	1m ³ から従量使用料	0	880	2,840
7	那須塩原市	20	2,200	2,500	2カ月の排水量で算定 1m ³ から従量使用料	0	865	3,325
8	真岡市	10	1,200	2,500		10	1,400	2,900
9	大田原市	10	1,250	2,500		10	1,700	3,400
10	宇都宮市	20	2,200	2,450	2カ月の排水量で算定	5	780	2,600
11	鹿沼市	10	1,100	2,400		5	850	2,250
12	下野市	0	650	2,300	1m ³ から従量使用料	0	650	2,350
13	さくら市	10	1,100	2,300		10	1,277	2,909
14	佐野市	10	1,400	2,000		10	945	2,100

- 基本水量については、各市において0～20m³で設定しており、水道料金の基本水量と同じ市は10市である。
- 使用水量20m³あたりの使用料で比較すると、県内14市中11番目である。

使用料改定の内容について

○基本水量の改定

現行の 10m^3 または 5m^3 とすることを検討

(下水道の排水量=水道使用量で使用料を算出しており、水道の基本料金に合わせる。)

⇒節水意識の高まりや世帯員数の減少に伴う使用水量の減少

○基本使用料の改定

基本水量に合わせ、基本使用料についても検討

⇒単身、高齢者世帯に対する経済負担への配慮

○従量使用料の改定

区分ごとの使用料について検討

使用料単価と汚水処理原価

○使用料単価とは

1m³あたりの汚水を処理して得られる利益 (年間使用料÷年間総有収水量)

R5年度決算 $922,649,940\text{円} \div 6,431,915\text{m}^3 = 143.45\text{円/m}^3$

○汚水処理原価とは

1m³あたりの汚水処理に要した費用 (汚水処理費÷年間総有収水量)

R5年度決算 $1,267,866,087\text{円} \div 6,431,915\text{m}^3 = 197.12\text{円/m}^3$

△53.67円/m³

下水道使用料の水準（目安）

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② **現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、**水道の使用料単価が176円/m³（家庭用使用料3,119円/20m³（家庭用使用料3,075円/20m³・月）（H15決算値）であること等にかんがみ、**まずは使用料単価を150円/m³（家庭用使用料3,000円/20m³・月）に引き上げること。**

特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知（抄））

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

（1）経営について

⑦下水道事業における**使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。**

使用料改定の最低ライン

受益者負担の適正化

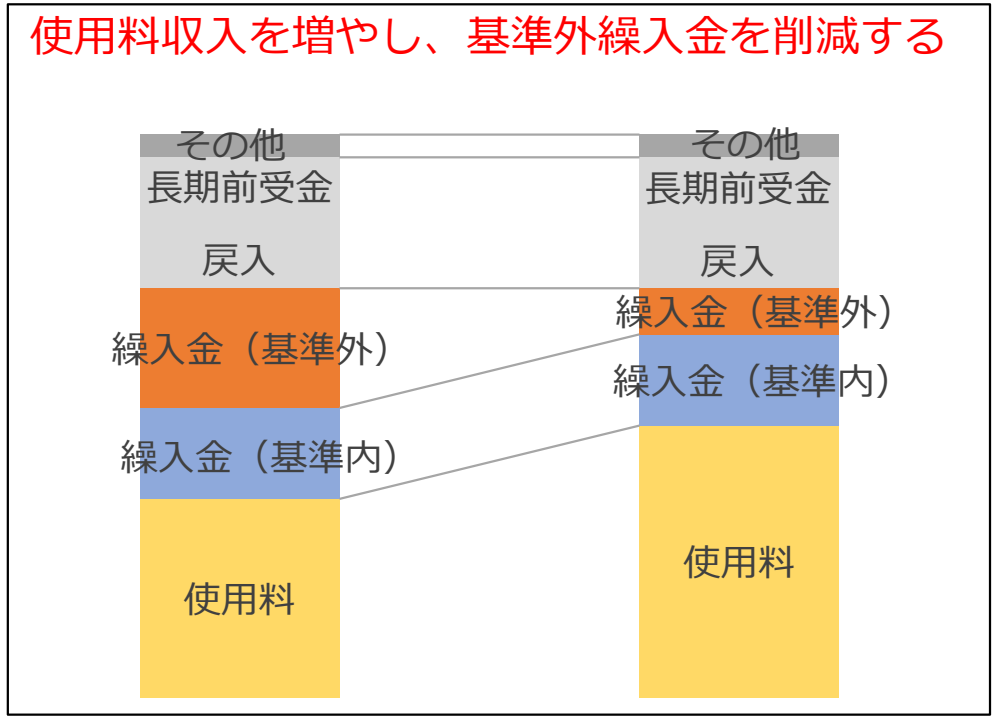
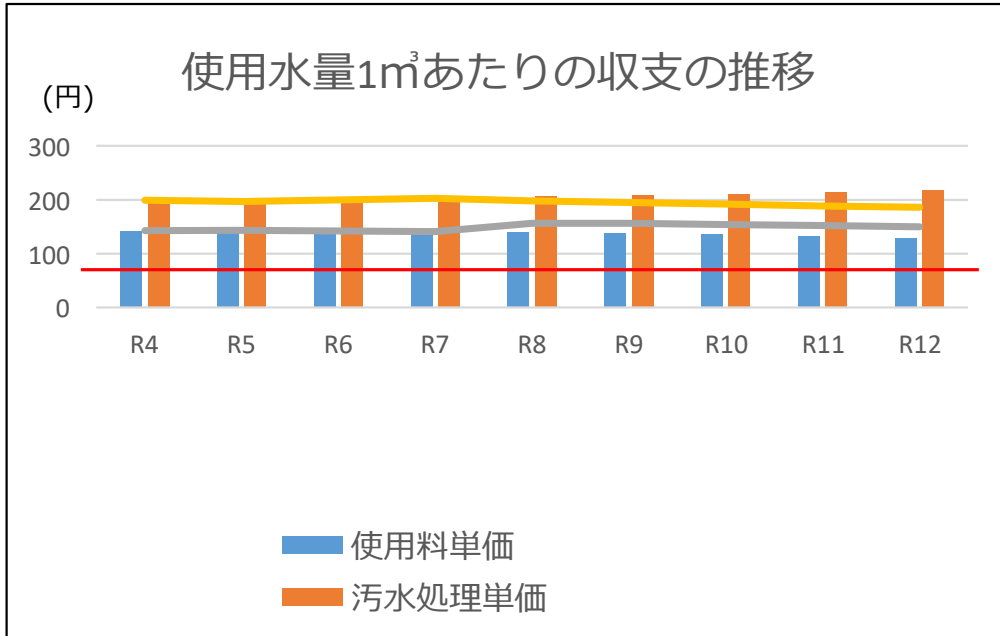
国で示す使用料単価150円/m³の達成



経営の健全化

- ・ 経費回収率 100%の達成
- ・ 一般会計からの基準外繰入金の削減

※イメージ



改定率

改定率の目安	改定率	20m ³ あたりの 使用料(円) ※税抜	備考
使用料単価150円の達成 ⇒一般会計からの 基準外繰入金の削減	11%程度	2,664	
使用料のみでの経営 ⇒一般会計からの繰入金なし (雨水処理に係る繰入金を除く)	67%程度	4,008	県内で最も 高くなる

将来の予測を踏まえ、改定率11%～67%の範囲内で基本水量、基本料金、従量料金について数パターンの組み合わせを作成し、次回の経営委員会において検討をしていただく。